

議案第2号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を
改正する規則について

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙
のとおり定める。

平成24年7月25日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成 16 年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 2 中

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市
(津堅中学校区域のみ)、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大
東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、宮古島市（大神中学校
区域のみ）、多良間村、竹富町、与那国町

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市
(津堅中学校区域のみ)、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大
東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那
国町

附則

（施行期日）

- 1 この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則案の概要説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則、別表第2（第2条関係）の一部改正について

2 改正の概要及び理由

(1) 沖縄県宮古島市立大神中学校の平成23年3月31日付け廃校に伴う、別表第2（第2条関係）における「大神中学校」の文言削除のため。

3 改正案の内容

(1) 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則、別表第2（第2条関係）「宮古島市（大神中学校区域のみ）」の文言を削除する。

4 添付資料

(1) 新旧対照表

新旧対照表

新	旧
<p>別表第2（第2条関係） 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、多良間村、竹富町、与那国町</p>	<p>別表第2（第2条関係） 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、多良間村、竹富町、与那国町</p>